

鶴岡市情報共有システム利用要領

第1 目的

鶴岡市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務（以下「工事等」という。）において、A S P方式※の情報共有システム（以下「システム」という。）を導入して、書類の簡素化や電子化、ワンデーレスポンスの推進を図り、発注者及び受注者双方の情報共有並びに生産性の向上を図ることを目的とする。

※A S P方式（「アプリケーション・サービス・プロバイダ」の略）

インターネット上でアプリケーションソフトを利用できるサービス

第2 対象

原則として鶴岡市が発注する全ての工事等を対象とする。ただし、次に該当する場合は、本要領の適用対象外とすることができる。

- (1) 応急対応など、緊急に実施する工事等
- (2) 予定価格が200万円未満の工事等
- (3) その他、発注者が情報共有システムの活用による生産性向上が見込まれないと判断した工事等
- (4) 契約締結後に受注者が監督職員と協議し、システムを利用することが困難（適当でない）と判断される場合

第3 実施内容

建設工事における「工事打合せ簿」「材料確認書」「段階確認書」「工事履行報告書」「確認・立会依頼書」、建設工事に係る測量・設計等業務における「指示書」「承諾書」「協議書」「報告書」「提出書」の各帳票（以下「帳票」という。）は、システムを利用して作成、発議、決裁、保存を実施するものとする。また、以下については、従来の紙による対応も可能とする。

- (1) 指示の発議など監督職員以外に決裁ラインが必要とされる場合（決裁ライン設定によるシステム利用も可）
- (2) 原本を取扱う書類の場合（品質証明書等、決裁ライン以外の押印が必要なもの）

なお、工事等で作成した図面及び数量計算等の資料については、システムの書類管理機能を活用して関係者間で共有し、その他の機能（スケジュール機能、掲示板機能等）については、有益なものを積極的に活用すること。

第4 特記仕様書への記載

対象案件については、別添の「情報共有システムに係る特記仕様書作成例（参考）」を参考に、特記仕様書にシステムの利用条件を記載するものとする。

第5 その他

- (1) システムを利用した帳票は、山形県県土整備部の各共通仕様書における「書面」として認められるものとする。
- (2) システムにおける帳票について、様式が山形県県土整備部の各共通仕様書と異なる部分があっても、そのまま使用できるものとする。
- (3) 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システムの活用ガイドライ

ン」(国土交通省)、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」(山形県県土整備部)及び「山形県情報共有システム運用ガイドライン(営繕)」(山形県県土整備部建築住宅課営繕室)を準用する(検査及び電子成果品に関する項目を除く)ほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降の施行日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降の施行日から適用する。

情報共有システムに係る特記仕様書作成例（参考）

【工事】

情報共有システム利用対象工事

- 1 本工事は、情報共有システムを利用する対象工事であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線を確保出来ない等の理由により利用することが困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 使用する工事情報共有システムは、LGWAN 環境で使用できるものを選定し、監督員の承諾を得たうえで決定すること。
- 3 情報共有システムの利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。
また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
- 4 情報共有システムの利用については、「鶴岡市情報共有システム利用要領」に基づき実施すること。
- 5 これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。
- 6 情報共有システムの運用にあたっては、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」を準用し実施するものとする。

ガイドラインは、山形県のホームページから入手できる。

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

- 県政情報
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- CALS/EC
- 山形県の情報共有

【業務】

情報共有システム利用の対象業務

- 1 本業務は、情報共有システムを利用する対象業務であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線を確保出来ない等の理由により利用することが困難と判断した場合は、この限りでない。
- 2 使用する工事情報共有システムは、LGWAN 環境で使用できるものを選定し、監督員の承諾を得たうえで決定すること。
- 3 情報共有システムの利用に関する費用については、測量業務は間接測量費、地質調査業務は業務管理費、設計業務等は間接原価の率分にそれぞれ含まれる。
また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
- 4 情報共有システムの利用については、「鶴岡市情報共有システム利用要領」に基づき実施すること。
- 5 これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。
- 6 情報共有システムの運用にあたっては、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」を準用し実施するものとする。

ガイドラインは、山形県のホームページから入手できる。

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

- 県政情報
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- CALS/EC
- 山形県の情報共有